

テレマーケティング関連産業立地促進費補助金

1 概要

市内におけるテレマーケティング関連産業の立地を促進し、テレマーケティング関連産業の振興及び雇用機会の拡大を図るために、貸しオフィス等に入居する際に要する経費や新規雇用に必要な経費の一部について補助します。

2 制度内容

(1) 補助対象事業者

- ① 誘致企業であること
- ② テレマーケティング関連企業であること
- ③ 市内における操業開始後6ヶ月～1年以内に、市内に住所を有する従業員等が5人以上に達していること
- ④ 市税等を滞納していないこと

(2) 補助対象経費及び補助金

① 貸しオフィス等借上げ事業

ア) 補助対象経費

市内にオフィス等を借り上げる際に要する賃料及び共益費

イ) 補助金額

賃料及び共益費に該当する月数を乗じた額の1/4以内の額

② 地元従業員新規雇用事業

ア) 補助対象経費

市内に住所を有し、3ヶ月以上雇用されている新規従業員の雇用に必要な経費

イ) 補助金額

新規雇用の地元従業員のうち、11人目から1人につき30万円

3 問い合わせ先

弘前市商工振興部産業育成課

TEL 0172-32-8106(直通)